

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第3号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和 62 年川崎市規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表鶴川駅周辺自転車等駐車場の項中

「

第 1 施設	川崎市麻生区岡上 3 丁目 362 番 10
--------	------------------------

」

を

「

第 1 施設	川崎市麻生区岡上 4 丁目 363 番 26
--------	------------------------

」

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。